

こんなとき こんな税金

あなたのそばの
税理士に

就職したら



ぜひご相談
ください。

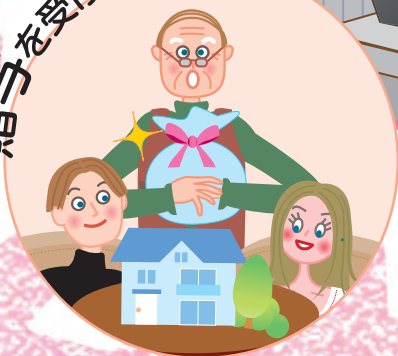
結婚したら



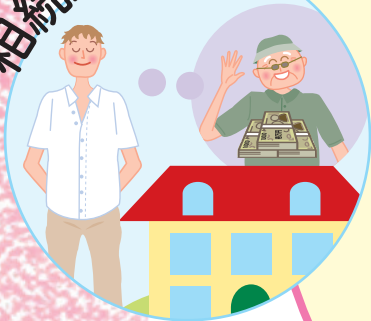
マイホームを
購入したら



贈与を受けたら



相続があったら



個人事業を
始めたら



あなたのそばには税理士がいます。お気軽にご相談ください。



就職したら...



給与所得

サラリーマンが1年間にもらった給料やボーナスなどの収入には所得税がかかります。収入金額から給与所得控除額を控除した金額が所得の金額となり、給与から源泉徴収された所得税は、年末調整で精算されます。

確定申告

確定申告が必要な人

- ・給与などの年間収入合計額が2,000万円を超える人
- ・給与所得と退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ・2か所以上から給与をもらっている人 など

確定申告をすれば税金が戻る場合がある人

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けていない人
- ・医療費控除、雑損控除、寄附金控除、住宅ローン控除を受けたい人 など

結婚したら...



配偶者控除

配偶者の合計所得金額が、38万円(給与収入で103万円)以下のときは、配偶者控除として、38万円を所得から差し引くことができます。

また、一定の要件を満たす人は、配偶者特別控除として、最高38万円を所得から差し引くことができます。

扶養控除

扶養親族については、扶養控除として一人につき、下記の金額を所得から差し引くことができます。

	区 分	所得控除額	
①	一般扶養親族	年齢16歳以上で②③を除く	38万円
②	特定扶養親族	年齢19歳以上23歳未満	63万円
③	老人扶養親族 (70歳以上)	同居老親等以外	48万円
		同居老親等	58万円

*扶養親族とは、生計を一にする親族(配偶者を除く)等で、合計所得金額が38万円以下である人をいいます。

入院したら...

医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費がある場合は、下記の金額を所得から差し引くことができます。



$(1 \text{ 年間に支払った医療費} - \text{保険金等で補填される金額}) - 10 \text{ 万円が合計所得金額の} 5\% \text{ (いずれか少ない金額)}$

*控除を受けるには、確定申告書に領収書や費用証明書を添付等することが必要です。電子申告を利用した場合、証明書等の提出を省略することができます。この場合には確定申告期限から5年間、書類の保存が必要です。

◎控除の対象に含まれない例

- ・美容目的の整形手術の費用
- ・健康診断の費用(その結果、重大な疾病が発見され、継続治療を受ける場合は控除対象)
- ・自家用車で通院する場合の駐車料金
- ・サプリメント など

寄附をしたら...



寄附金控除

特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額を所得から差し引くことができます。

$\text{特定寄附金の支払額} \times \text{総所得金額等の} 40\% \text{ (いずれか少ない金額} - 2,000 \text{円)}$

ふるさと納税

- *「ふるさと納税」は、地方自治体に寄附をすると所得税の寄附金控除に加えて住民税が軽減される制度です。
- *平成27年1月から住民税の税額の軽減額が増えました。
- *平成27年4月以後のふるさと納税については、確定申告をしなくても住民税の軽減を受けられるようになりました。



詳しくは税理士にご相談ください。



マイホームを購入したら...

住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)

(1) 借入金で居住用家屋を新築又は購入したときや増改築をしたときは、家屋と土地等についての年末借入金残高に応じて、次の金額を所得税額から控除できます(控除期間10年間)。

居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額/年
平成26年4月～平成31年6月	4,000万円	1.0%	40万円

(2) 一定の「認定長期優良住宅(いわゆる200年住宅)」、「認定低炭素住宅(認定省エネ住宅)」を取得して居住の用に供した場合は、控除限度額と控除率は次のようになります(控除期間10年間)。

居住年	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額/年
平成26年4月～平成31年6月	5,000万円	1.0%	50万円

(3) バリアフリー改修工事及び省エネ改修工事に該当する場合で住宅借入金等がある場合には、(1)との選択適用となります(控除期間5年)。

居住年	特定増改築等限度額	控除率	最大控除限度額/年
	その他の借入限度額	控除率	
平成26年4月～平成31年6月	250万円	2.0%	5万円
	750万円*	1.0%	7.5万円

* その他の借入限度額は(1,000万円-特定増改築等限度額)となります。

初年度のみ住宅関連税額控除

◎住宅借入金等がなくても、次の場合には一定の税額控除が受けられます。

(1) 住宅耐震改修工事をした場合

※1
住宅耐震改修工事費用(250万円を限度)の10%相当額

※1 実際にかった工事費用と標準的な工事費用とのいずれか少ない金額

(2) 認定長期優良住宅を新築等した場合

住宅の新築等に係る標準的な性能強化費用相当額(650万円を限度)の10%相当額

(3) 一定の省エネ改修工事をした場合

※2 ※3
省エネ改修工事費用(250万円を限度)の10%相当額

※2 実際にかった工事費用と標準的な工事費用とのいずれか少ない金額

※3 太陽光発電装置を設置する場合は、350万円を限度とします。

(4) 一定のバリアフリー改修工事をした場合

※4
バリアフリー改修工事費用(200万円を限度)の10%相当額

※4 実際にかった工事費用と標準的な工事費用とのいずれか少ない金額

◇いずれの場合にも、適用を受けるためには一定の要件に該当することが必要です。

 詳しくは税理士にご相談ください。



土地や建物を売却したら…

譲渡所得

土地や建物を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

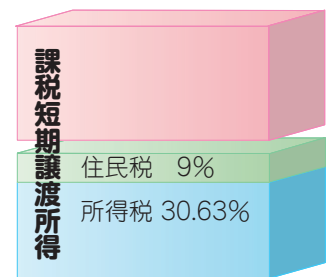
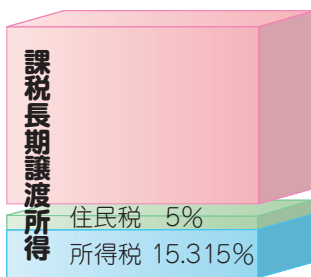
$$\text{譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用})$$

◎長期譲渡所得の税金（所有期間5年超のとき）

◎短期譲渡所得の税金（所有期間5年以下のとき）

$$\text{課税長期譲渡所得} \times (\text{所得税} 15.315\% + \text{住民税} 5\%)$$

$$\text{課税短期譲渡所得} \times (\text{所得税} 30.63\% + \text{住民税} 9\%)$$



マイホームを売ったとき

(1) 3,000万円の特別控除の特例

マイホームを売ったときは、譲渡所得の計算上、最高3,000万円の特別控除が受けられます。

(2) 軽減税率の特例

マイホームの所有期間が、譲渡した年の1月1日現在で10年を超えている場合は、次の軽減税率で税額を計算します。

課税長期譲渡所得(特別控除後)	税率	
	6,000万円までの部分	所得税
住民税		4%

(3) その他の特例

マイホームの買換えをした場合や、マイホームを売って損失が生じた場合で、一定の要件に該当するときは税負担が軽減される特例があります。

生命保険の一時金を受け取ったら…

一時所得

生命保険の満期保険金、クイズの賞金など一時的な所得を一時所得といい、次のように計算します。

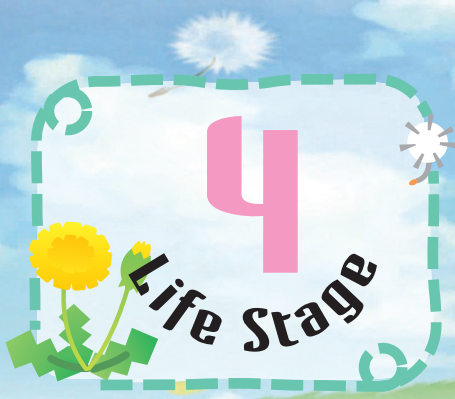
$$(\text{総収入金額} - \text{収入を得るために支出した費用} - \text{特別控除額} 50\text{万円}) \times \frac{1}{2}$$

*なお、満期保険金を受け取っても、一時所得ではなく雑所得になる場合や、贈与税がかかる場合もあります。



詳しくは税理士にご相談ください。

*上記所得税には復興特別税が含まれています。



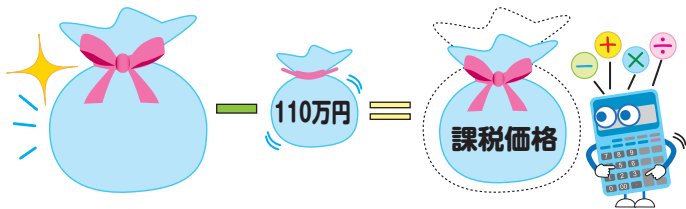
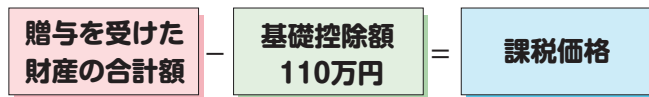
贈与を受けたら...

贈与税

贈与税は、個人から財産の贈与を受けた場合に、贈与を受けた人が負担する税金です。

暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除110万円を控除した残額に一定の税率を掛けて贈与税額を計算します。



☆直系尊属からの贈与の場合、特別（一部軽減）税率が適用されます。

◎配偶者へのマイホームの贈与

婚姻期間20年以上の夫婦間（内縁関係は除く）でマイホーム又はマイホームを購入するための金銭の贈与を受けた場合、贈与税の申告をすれば、2,110万円までは贈与税がかかりません。

離婚して感謝料や財産をもらったなら

離婚して相手から感謝料や財産をもらった場合、通常、贈与税はかかりません。

ただし、感謝料や財産を現金ではなく不動産でもらった場合には、渡した側に所得税や住民税がかかる場合があります。

贈与税の申告・納税

贈与税は、財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日までに申告をし、納税します。

～次世代への資金サポート～

マイホーム取得等資金の贈与税の非課税

平成24年1月1日から平成31年6月30日までに、20歳以上で、その年の合計所得金額が2,000万円以下の方が、両親・祖父母等からマイホーム取得等のための金銭の贈与を受けた場合には、一定の金額を基礎控除額に上乗せした額まで非課税になります。

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、父母・祖父母から30歳未満の子や孫が教育資金を一括して贈与を受けた場合には、1,500万円まで非課税になります。※5

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満の子や孫が結婚・子育て資金を一括して贈与を受けた場合には、1,000万円まで非課税になります。※5

※5 受贈者が一定の年齢に達した時にその残額がある場合には、贈与税の対象となります。なお、この制度を利用するには、金融機関での手続きが必要です。

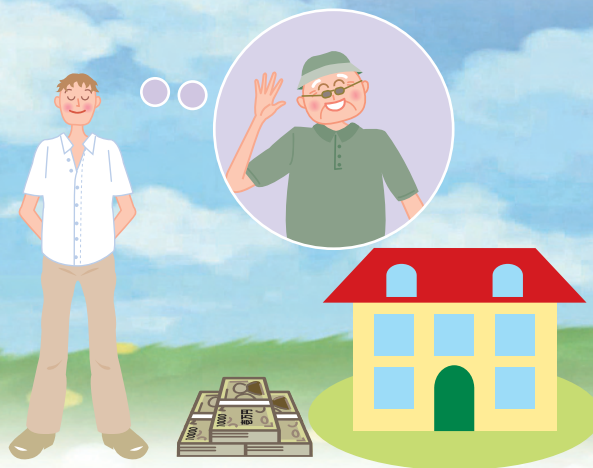
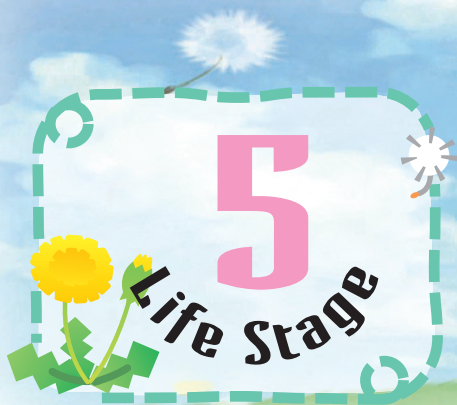
相続時精算課税制度

60歳以上の父母・祖父母から財産の贈与を受けた20歳以上の子や孫は、相続時精算課税（相続時に精算する前提の贈与）を選択することができます。この制度の贈与税額は、特別控除額2,500万円を超えた部分に一律20%を掛けた金額となります。

一度相続時精算課税を選択した場合は、その後暦年課税に戻ることはできません。



詳しくは税理士にご相談ください。



相続があったら…

相続税

相続税は、死亡した人の財産を相続したときや、遺言によって財産を取得したときに納める税金です。

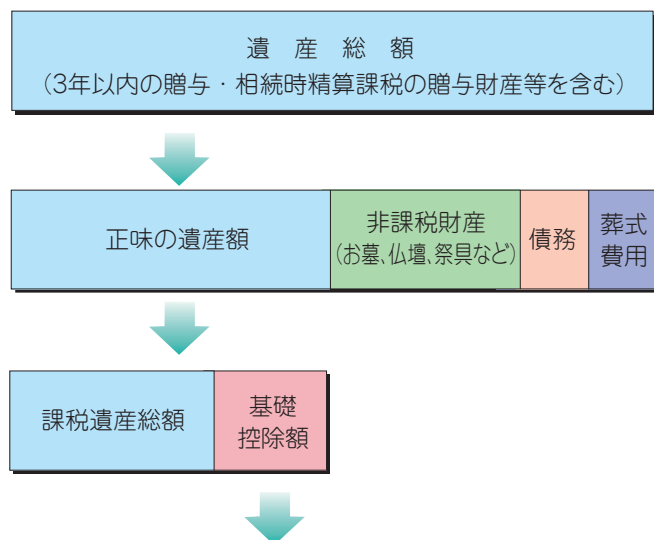
◎法定相続分

法定相続分は下記のとおりです。

相続人		法定相続分
子がいる場合	配偶者	2分の1
	子	2分の1 (人数分に分ける)
子がない場合	配偶者	3分の2
	父母	3分の1 (人数分に分ける)
子も父母もない場合	配偶者	4分の3
	兄弟姉妹	4分の1 (人数分に分ける)

◎課税遺産総額の計算

相続税は、遺産総額から非課税財産、債務、葬式費用を差し引いた正味の遺産額から基礎控除額を差し引いた課税遺産総額をもとに計算されます。



(3,000万円+600万円×法定相続人の数)

正味の遺産額が基礎控除額以下の場合、原則として相続税の申告は不要です。

◎相続税の申告・納税

相続人は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

◎所得税の準確定申告

相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、亡くなった人の所得税を申告・納税する必要があります。

相続税額が0円だったら 申告をしなくてもいいの？

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例などを適用して最終的に納税額が0円となる場合でも、相続税の申告期限までに申告する必要があります。

◎配偶者の税額軽減

配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が、①1億6,000万円までか、②配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

◎小規模宅地等の特例

被相続人などが住居や事業などに使用していた宅地等について、一定の場合には評価額を減額する特例です。

例えば、居住用の場合は、限度面積330㎡まで、80%減額されます。



詳しくは税理士にご相談ください。



個人事業を始めたら…

事業所得

卸・小売業、製造業、サービス業等の自営業から生じた売上等から必要経費を差し引いた金額が事業所得です。

確定申告

毎年2月16日から3月15日（消費税は3月31日）までの間に確定申告書を提出し、納税します。所得税の還付申告は1月1日から提出できます。

青色申告

帳簿を備え付けることを条件に青色申告の承認を受けた場合で、複式簿記に基づく貸借対照表と損益計算書を添付した確定申告書を期限内に提出したときは65万円、それ以外の場合は10万円を所得金額から控除できます。

*白色申告者にも帳簿等の記帳・保存が義務付けられています。

消費税

(1) 消費税のしくみ

消費税は、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。消費者が負担した税金を、納税義務者である事業者が申告し納付します。

(2) 納税義務者

事業者は、その年の前々年(基準期間)の課税売上が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務のある「課税事業者」となります。

ただし、基準期間の課税売上が1,000万円以下であっても、その年の前年1月1日から6月30日まで(特定期間)の課税売上が(課税売上に代えて給与の支払額)が1,000万円を超えた場合は「課税事業者」となります。

年金を受け取ったら…

雑所得

国民年金や厚生年金、共済年金、確定給付企業年金などの公的年金等や、生命保険又は損害保険契約に基づく年金などはすべて雑所得になります。



(1) 公的年金等を受け取った場合

$$\text{公的年金等の雑所得の金額} = \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額}$$

公的年金等控除額

65歳未満の人	
年金収入金額	公的年金等控除額
130万円以下	70万円
130万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 37.5万円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 78.5万円
770万円超	収入金額× 5%+ 155.5万円

65歳以上の人	
年金収入金額	公的年金等控除額
330万円以下	120万円
330万円超 410万円以下	収入金額×25%+ 37.5万円
410万円超 770万円以下	収入金額×15%+ 78.5万円
770万円超	収入金額× 5%+ 155.5万円

*公的年金等の収入金額が400万円以下で一定の場合は、確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要です。また、それ以外の場合や還付を受ける場合は確定申告が必要です。

(2) 公的年金等以外の年金（生命保険契約等に基づく年金等）などを受け取った場合

$$\text{雑所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費（支払保険料等）}$$

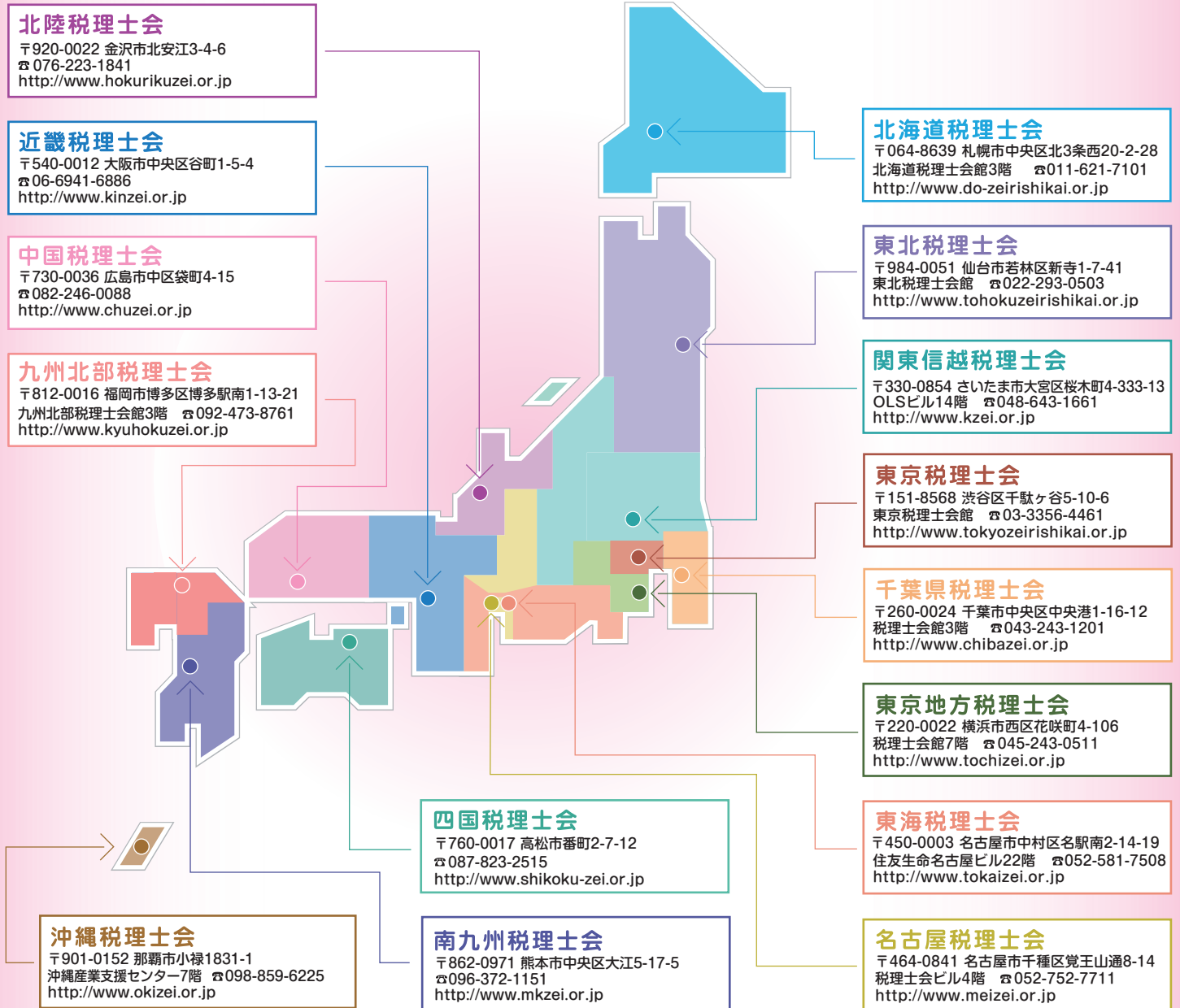


詳しくは税理士にご相談ください。

税理士はあなたの頼れるパートナー

税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。
 いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。
 税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。
 そんなことがないように、いつでも気軽に税理士にご相談ください。

税理士は「あなたの頼れるパートナー」です。



【税理士でない人は税理士の仕事はできません】

税理士は、日本税理士会連合会が備える税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に入会することとなっています。

したがって、この入会手続きをしていない人は税理士業務はできません。税理士でない人が税理士業務を行えば、法律で罰せられます。また、税理士でない人は、不当な報酬を請求したり、納税者に思わぬ損害を与えたりすることがありますので、十分にご注意ください。税理士のことについては、お近くの税理士会にお問い合わせください。

税理士は、税理士証票を持ち、バッジをつけています。



信頼のバッジ

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。

この義務は、税理士をやめたのちでも続きます（税理士法第38条）。安心してご相談ください。

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 TEL: 03 (5435) 0931 FAX: 03 (5435) 0941
 ●ホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp>

「こんなとき こんな税金～私の税金ナビ」は、日本税理士会連合会ホームページにも掲載されています。